

議第 29 号

呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
呉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市印鑑条例の一部を改正する条例

呉市印鑑条例（昭和 62 年呉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録資格） 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる者は，印鑑の登録を受けることができない。 （1） 15 歳未満の者 （2） <u>成年被後見人</u>	（登録資格） 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる者は，印鑑の登録を受けることができない。 （1） 15 歳未満の者 （2） <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u>

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。